

「はごろも市民討議会」の実施に関する協定書

社団法人宜野湾青年会議所（以下「青年会議所」という。）と宜野湾市（以下「市」という。）は、無作為に抽出された市民がまちづくりの課題を討議する市民ワークショップ「はごろも市民討議会」（以下「市民討議会」という。）を共催して実施するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「市民討議会」の開催に伴う個人情報の取扱い並びに青年会議所と市の役割分担及び経費の負担を明確にすることを目的とする。

（共催に関する原則）

第2条 青年会議所と市は、お互いの立場を理解、尊重し、対等なパートナーとしての関係を保つように心がけるとともに、多様な市民の意見を集め、中立性、公平性及び公正性を担保しながら、「市民討議会」の開催に至る過程やその成果について市民に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第3条 青年会議所は、個人情報保護のため、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（役割分担と経費の負担）

第4条 青年会議所の役割と責務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 「市民討議会」を円滑に実施するため、「はごろも市民討議会実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置し、その運営にあたるものとする。
- (2) 「市民討議会」を広く周知するため、広報活動を行うものとする。
- (3) 「市民討議会」の内容及びその手法等について報告書を作成し、市に提出するものとする。
- (4) 実行委員会参画に係る市職員の人件費を除く全ての経費を負担する。

2 市の役割と責務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 実行委員会に委員として職員が参加する。
- (2) 「市民討議会」を広く周知するため、広報紙等を活用し、PRに努めるものとする。
- (3) 「市民討議会」の討議テーマに関し、必要な情報の提供を行うものとする。
- (4) 市民討議会の開催場所を確保するものとする。

（有効期限）

第5条 この本協定は、青年会議所と市との合意をもって発効し、本事業が終了した時点で失効する。

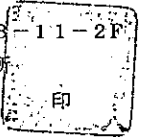
（その他）

第6条 本協定に定めのない事項で、市民討議会を実施する上で必要と認められるものについては、青年会議所と市が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、青年会議所及び市双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成24年10月4日

宜野湾市普天間2丁目1番3号
社団法人宜野湾青年会議所
理事長 結城和昭



宜野湾市野嵩1丁目1番1号
宜野湾市
市長 佐喜眞 洋

